

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	4	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （地方消費税）		
要望項目名	卸売市場法の改正に伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することを目的として、平成30年6月に卸売市場法等が改正された。</p> <p>令和2年6月の改正卸売市場法施行後も、引き続き生鮮食料品等の円滑な取引を確保するための税制上の所要の措置を講ずる。</p>		
関係条文	〔 〕		
減収見込額	[初年度] (-)	[平年度] (-)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 卸売市場を通じた生鮮食料品等の円滑な流通の確保</p> <p>(2) 施策の必要性 食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、今後も食品流通の核として堅持する必要がある。</p> <p>また、農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要である。</p> <p>このような観点から、卸売市場については、平成30年6月に卸売市場法が改正され、生鮮食料品等の公正な取引の場として、受託拒否の禁止等の共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を農林水産大臣等が認定する仕組に見直されるとともに、第三者販売の禁止等の共通ルールについて、卸売市場ごとに定めることができるようにするなど、これまでの規制が緩和され、令和2年6月に施行される予定である。</p> <p>改正卸売市場法施行後においても、卸売市場の果たす役割は変わらないことから、引き続き卸売市場を通じた円滑な流通を確保する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《小目標》 ③生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓 ○卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正 第196回通常国会において、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律が成立・公布（平成30年6月）。令和2年6月に改正卸売市場法が施行予定。</p>
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—